商号又は名称	所在地	入札参加停止期間			入札参加停止の理由
		始期	終期	期間	
株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦1－5－3	R8.11.11	R9.1.10	2か月	関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、設計コンサルタント業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
株式会社セラフ榎本	埼玉県川口市芝中田2－34－16	R8.11.11	R9.1.10	2か月	関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、設計コンサルタント業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
株式会社翔設計	東京都渋谷区千駄ヶ谷4－24－15	R8.11.11	R9.3.10	4か月	埼玉県内を含む関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を当該業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事ごとに、建設業者と受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、大規模修繕工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日、独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令を受けた。